

総合口座

平成29年6月30日現在

1.商品名	・総合口座
2.ご利用可能な方	・個人のお客様
3.期間	・特に、期間の定めはありません。
4.取引内容	・総合口座として、次の取引ができます。 ①普通預金の取引 ②定期預金、定期積金の取引 ・なお、普通預金単独でのご利用もできます。
5. 当座貸越取引の担保	・定期預金(スーパー定期、大口定期、期日指定定期、変動金利定期預金等) ・定期積金
6. 貸越極度	・貸越極度は、総合口座の定期預金・定期積金の合計残高の90%(1000円未満は切り捨て)または300万円のうちいずれか少ない金額です。
7. 貸越利率	・担保となる定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。(変動金利) ・定期積金を担保とする場合は、約定利率に0.70%を上乗せした利率となります。
8. 担保設定順位	・貸越利率の低い順から担保とします。 ・貸越利率が同じ利率の担保については、預入日または契約日の早い順序で、担保とします。
9. 貸越利息の自動引落とし	・普通預金と同一の利息計算期間とし、金庫所定の日に普通預金口座から貸越利息を自動的に引き落とします。 ・ただし、定期預金・定期積金の解約等により担保残高がゼロとなるときは、その時点で貸越利息をお支払いいただきます。
10. 貸越元金の返済方法	・普通預金に預入または振り込まれた資金を、自動的に当座貸越の返済に充当します。 ・ただし、定期預金・定期積金の解約等により担保残高がゼロとなるときは、その時点で貸越元金をお支払いいただきます。
11. 預金保険の適用	(1)普通預金 ・預金保険の対象です。預金保険については、窓口までお問合せください。 ・普通預金については、別途、特約することにより、利息を無利息とし、預金保険による全額保護の対象となる普通預金(無利息型)として利用することができます。 (2)定期預金、定期積金 ・預金保険の対象です。預金保険については、窓口までお問合せください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～16時30分 電話:0120-500-430)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、または東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所にお問合せ下さい。
13. その他の説明事項	・未成年者の総合口座定期預金、定期積金の受入れはできません。